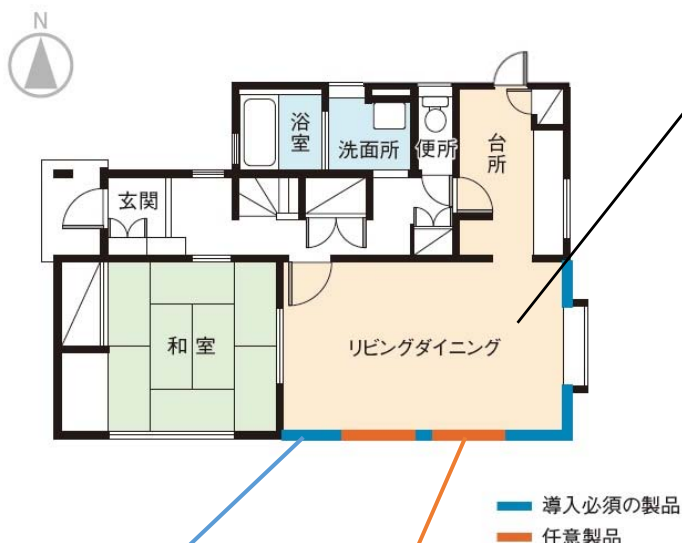


申請可能な最小規模の断熱改修例

普段家族が長時間過ごすリビングを省エネリフォーム！
屋外に面した部分の壁に必須製品の断熱パネルを施工し、
シングル硝子の窓2箇所以内窓を設置する工事です。

戸建住宅の改修イメージ



Point 家全体ではなく、ひと部屋だけの改修でも補助金の対象になります

断熱改修をしたら・・・

「補助金」の申請と共に、忘れず申請の確認をしたいのが、「減税」の申請です。税務署に確定申告すれば、所得税の減税を受けられる場合があります。また、市町村により基準は異なりますが、固定資産税も翌1年間、減税を受けられる場合がありますので、そちらの準備も一緒にしていきましょう！申請には、建築士による「増改築等工事証明書」等が必要です。

※申請には、他にも様々な要件がありますので
国県市町村ごとに確認が必要です

例：【久留米市の場合】市ホームページより抜粋
平成20年1月1日以前から所在する住宅において、補助金等を除いた改修工事に要した費用の自己負担額が50万円超、かつ一定の要件を満たす窓の改修工事等の省エネ改修工事を行った場合、翌年に限り固定資産税が減額されることがあります。(固定資産税1/3を減額/120㎡まで)

※左のケースでは、補助金等を除いた負担額が50万円以下の為減税の対象にはなりません
減税の対象となる工事は、他にもあります。

◆**耐震補強工事** (固定資産税1/2を減額/120㎡まで)
(震度6強で「一応倒壊しないレベル」まで補強した場合)

◆**バリアフリー工事** (固定資産税1/3を減額/100㎡まで)
(廊下と部屋の段差をなくす、手摺の設置、風呂のまたぎ高さの変更、ドアを引戸に変更、廊下などの拡幅…などが対象)
上記工事も減税の対象となる場合があります。

※内容は市町村により異なります。確認が必要です。対象となる家・人の要件があります。

必須

導入必須の製品



断熱パネル

リビングダイニングの南面と東面に断熱パネルを施工のイメージ

●補助対象経費

約15万円

任意製品



窓

リビングダイニングの南面(2窓)以内窓を設置のイメージ

●補助対象経費

約35万円

補助対象経費合計

約50万円



半額返ってくるのは嬉しいですね！

補助金額

約25万円

※この改修例に記載されている工事部位や金額は一例であり詳細見積りにて、対象経費が前後する可能性があります。したがって、記載の補助金額も同様に目安の金額となり交付される補助金額を約束するものではありません。

ご相談は、お気軽にどうぞ！

見積りは無料です。

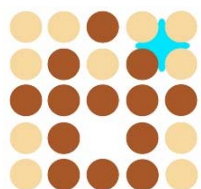
必ず現地調査をさせていただきます。

豊富な種類の建材がありますので

お好みを伺いながら

一緒に考えて参ります。

ご来店をご予約をお願い致します。



house plus+

株式会社光栄建設

0942-27-6202

〒839-0851 久留米市御井町 1736-1

ハウスプラス 久留米 検索

